

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 二 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	3
告 示	
○ふ化業者の登録 (畜産振興課)	11
○告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め) の一部改正 (水産政策課)	11
○国土調査の指定 (用地対策課)	12
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	12
○道路の供用開始 (道 路 課)	12

-----  
規 則  
-----

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第60号**

**高知県事務処理規則の一部を改正する規則**

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。  
別表第3の9の(7)の表中25の項を26の項とし、24の項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項の次に次のように加える。

20 口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 職員による車両等の消毒の実施（法第4条第2項）									○								
	(2) 車両等の消毒のための設備を設置している場所の表示（法第4条第4項）											○						
	(3) 農林水産大臣への車両等の消毒の義務を課す必要がある地域の指定の申請（法第4条第5項）										○							
	(4) 農林水産大臣への患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援を行う必要がある地域の指定の申請（法第5条第5項において準用する法第4条第5項）										○							
	(5) 患畜等以外の家畜の殺処分の勧告及び措置（殺処分とする家畜の指定を含む。）（法第6条第1項及び第2項）										○							
	(6) 患畜等以外の家畜の殺処分の勧告及び措置に係る当該家畜の所有者に対する書面による通知及														○			家畜保健衛生所長



吐」を「嘔吐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 8月10日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第62号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年高知県規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県身体障害者福祉法施行細則

第2条の見出し中「指定」を「指定の申請等」に改め、同条第1項中「による申請書を知事に提出しなければ」を「により知事に申請しなければ」に改める。

第3条第1項中「、その指定」を「その指定」に改める。

第5条中「に規定する診断書及び同条第3項に規定する」を「の診断書及び同条第3項の」に改める。

第7条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改め、同条中「及び」を「又は」に改める。

第10条から第15条までを削る。

第16条中「（高知県立療育福祉センター長）」を削り、「別記第15号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第10条とする。

第17条中「（高知県立療育福祉センター長）は、法第11条第2項及び第3項」を「は、法第11条第2項又は第3項」に、「別記第16号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（判定書）

第12条 政令第2条の規定により身体障害者更生相談所の長が交付する判定書は、別記第14号様式によらなければならない。

第18条の見出しを「（身体障害者生活訓練等事業等の開始等の届出手続）」に改め、同条中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に、「別記第17号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第13条とする。

第19条の見出しを「（身体障害者生活訓練等事業等の廃止等の届出手続）」に改め、同条中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に、「別記第18号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条を第14条とする。

第20条から第22条までを削る。

別記第5号様式総括表中「明記する」を「明記してください」に、「を含む」を「を含みます」に、「記載する」を「記載して

ください」に改め、同様式視覚障害の状況及び所見中「ものとする」を「ものとしす」に、

「

	左	右
外 眼		
中間透光		
眼 底		

」

を

「

	右	左
外 眼		
中間透光体		
眼 底		

」

に改め、同様式聴覚、平衡、音声、言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見中「。（各々）を「（各々）に、「記述してください」を「記載してください」に、「流動食」を「又は流動食」に、「ほとんど無し」を「又はほとんど無し」に、「観察する」を「観察してください」に、「や形態異常等」を「形態異常等」に、「をいう」を「をいいます」に、「とおりである」を「とおりです」に、「を含む」を「を含みます」に、「末梢神経障害」を「末梢神経障害」に、「頬」を「頬」に、「記入上の注意」を「記載上の注意」に、「2,000Hz」を「及び2,000Hz」に、「cとした」を「及びcとした」に、「cのうち」を「又はcのうち」に、「が聴取できない」を「を聴取することができない」に、「「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）」を「歯科医師による診断書・意見書（別添）」に改め、同様式肢体不自由の状況及び所見中「囲む」を「囲んでください」に、「記入不要」を「記載不要です」に、「ついている」を「付いている」に、「10cm」を「10センチメートル」に、「を除く」を「を除きます」に、「記入する。」を「記載してください。」に、「原則とする」を「原則とします」に、「表示法とする」を「表示法とします」に、「結ぶ」を「結びます」に、「引く」を「引きます」に、「×△○印を記入する」を「×、△又は○印を記入します」に、「筋力0、1、2」を「筋力0、1又は2」に、「筋力3」を「筋力3に」に、「筋力4、5」を「筋力4又は5」に、「指す」を「指します」に、「に記入する」を「に記載します」に、「はみ出し記入する」を「はみ出し

記入します」に改め、同様式脳原性運動機能障害用中「囲む」を「囲んでください」に、

- 「b 支持なしで立位を保持し、その後10m歩行する。 (可能・不可能) \_\_\_\_\_秒
  - c いすから立ち上がり10m歩行し、再びいすに座る。 (可能・不可能) \_\_\_\_\_秒
  - d 50cm幅の範囲内を直線歩行する。 (可能・不可能) \_\_\_\_\_秒
  - 「b 支持なしで立位を保持し、その後10メートル歩行する。 (可能・不可能) \_\_\_\_\_秒
  - c いすから立ち上がり10メートル歩行し、再びいすに座る。 (可能・不可能) \_\_\_\_\_秒
  - d 50センチメートル幅の範囲内を直線歩行する。 (可能・不可能) \_\_\_\_\_秒
- に、「及び乳児期」を「又は乳児期」に「適用する」を「使用します」に、「43cm規格」を「43センチメートル規格」に、「被験者前方の」を「被験者の前方に」に、「体や机」を「体又は机」に、「（約10cm）」を「（約10センチメートル）」に改め、同様式心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）中「囲む」を「囲んでください」に、
- 「コ 第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（ただし、V<sub>1</sub>を除く。）のいずれかのTの逆転 (有・無)」を
- 「コ 第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（V<sub>1</sub>を除きます。）のいずれかのTの逆転 (有・無)」に、「記載する」を「記載してください」に改め、同様式心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）中「囲む」を「囲んでください」に、「6月～1年ごと」を「6月から1年までごと」に、「1月～3月ごと」を「1月から3月までごと」に改め、同様式じん臓の機能障害の状況及び所見中「囲む」を「囲んでください」に、「記入する」を「記入してください」に改め、同様式呼吸器の機能障害の状況及び所見中「囲む」を「囲んでください」に、「使用する」を「使用します」に、「得られる」を「得られます」に改め、同様式ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見中「記入上の注意」を「記載上の注意」に、「腎瘻」を「腎瘻」に、「腎盂瘻」を「腎盂瘻」に改め、同様式小腸の機能障害の状況及び所見中「添付する」を「添付してください」に、「併記する」を「併記してください」に、「囲む」を「囲んでください」に、「をいう」を「をいいます」に、「ものとする」を「ものとしす」に、「を除く」を「を除きます」に、「要する」を「要します」に、「6月の」を「6月の」に改め、同様式ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳以上用）中「いずれか」を「、いずれか」に、「ものとしす

る」を「ものとします」に、「左欄には、」を「左の記載欄には」に、「右欄」を「右の記載欄」に、「記入してください」を「記載してください」に改め、同様式ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳未満用）中「以下の（1）及び」を「（1）又は」に、「いずれか」を「、いずれか」に、「による確認を必要とする」を「を行うものとします」に、「以下の（1）の」を「（1）の」に、「「HIV病原検査の結果」」を「「HIV病原検査」」に、「ものとする」を「ものとします」に、「を含む」を「を含みます」に、「0.5cm以上」を「0.5センチメートル以上」に、「1箇所」を「、1箇所」に改め、同様式に次のように加える。

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日（第1回）		検査日（第2回）	
	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度・中程 度以上 おおむね ℓ		なし・軽度・中程 度以上 おおむね ℓ	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
3点項目の有無（血清アルブミン値、プロトロンビン時間及び血清総ビリルビン値）	有 ・ 無	有 ・ 無

- 注 1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記載してください。  
2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記載してください。

<Child-Pugh分類>	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5 g/dℓ 超	2.8～3.5 g/dℓ	2.8 g/dℓ 未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ 未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ 超

- 注 1 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム（1981年）によります。  
2 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減及び穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね1リットル以上を軽度、3リットル以上を中程度としますが、小児等の体重がおおむね40キログラム以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールができないものを中程度以上とします。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療の実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施しているものは、1、2及び4の記載を省略することができます。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dl以上	有 ・ 無
	検査日	年 月 日
	血中アンモニア濃度150µg/dl以上	有 ・ 無
	検査日	年 月 日
	血小板数50,000/mm <sup>3</sup> 以下	有 ・ 無
	検査日	年 月 日
	症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往
確定診断日		年 月 日
特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無
確定診断日		年 月 日
	胃食道静脈瘤 <sup>りゅう</sup> 治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日
	現在のB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスの持続的感染	有 ・ 無
	最終確認日	年 月 日
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感 <sup>けん</sup> 及び易疲労感が月7日以上ある。	有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐 <sup>おう</sup> あるいは30分以上の嘔気 <sup>おう</sup> が月に7回以上ある。	有 ・ 無
	有痛性筋けいれん <sup>お</sup> が1日に1回以上ある。	有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

別記第10号様式を次のように改める。

**第10号様式**（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



却下決定通知書

年 月 日に申請がありました身体障害者福祉法による身体障害者手帳の  
交付については、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

(理由)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができ  
ます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることが  
できなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6  
箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事にな  
ります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日  
から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した  
ときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、こ  
の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合に  
は、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日  
の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その決定があつたこ  
とを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定の日の翌日から起算  
して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくな  
ります。）。

別記第12号様式から別記第14号様式までを削る。  
 別記第15号様式中「（第16条関係）」を「（第10条関係）」に  
 改め、同様式を別記第12号様式とする。  
 別記第16号様式中「（第17条関係）」を「（第11条関係）」  
 に、「生育歴」を「成育歴」に改め、同様式を別記第13号様式と  
 し、同様式の次に次の3様式を加える。

**第14号様式**（第12条関係）

第 号  
年 月 日

長 様

長 印

判定書

年 月 日付け 第 号で依頼がありました判定結果及び所  
 見については、次のとおりです。

氏名	男 女	生年月日	年 月 日
住所			
総合判定及びその他意見			

医学的判定	診断
	一般的所見
	精神医学的所見
障害程度区分に関する意見	
判定日	年 月 日 医師名
心理学的判定	検査結果・観察事項
	心理学的所見
	障害程度区分に関する意見
判定日	年 月 日 担当者名
社会的評価等	社会生活能力評価等
	障害程度区分に関する意見
	判定日

第15号様式（第13条関係）

身体障害者生活訓練等事業等<sup>開始届  
変更</sup>

開始又は変更をしようとする事業	種類	
	内容	
経営者	氏名（名称）	
	住所（所在地）	
基本約款		
事業の運営の方針		
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
合計		
主な職員の氏名		
主な職員の経歴		
事業を行おうとする区域		
介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の用に供する施設	名称	
	種類	
	所在地	
事業開始の予定年月日又は変更年月日	年 月 日	
<p>1 上記のとおり身体障害者生活訓練等事業等を開始しますので、身体障害者福祉法第26条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>2 上記のとおり身体障害者福祉法第26条第1項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者 住所 （法人の場合は、主たる事務所の所在地） 氏名 ④ （法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）</p>		
高知県知事 様		

- 注 1 この様式の記入に当たっては、別紙（記入要領）を参照してください。
- 2 記入事項が多いため、この様式に記入することができないときは、別紙として添え、又は適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じて作成してください。
- 3 開始の届出の場合は、身体障害者福祉法施行規則第13条第2項に規定する書類を添えてください。

## 別紙（記入要領）

- 1 標題の届出名は、開始又は変更のいずれかを○で囲んでください。
- 2 変更の届出の場合は、変更しようとする項目だけを記入してください。
- 3 複数の種類の身体障害者生活訓練等事業等を開始しようとするときの開始の届出は、それぞれの事業の種類ごとに作成してください。
- 4 「開始又は変更をしようとする事業」の「内容」欄は、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入してください。  
なお、事業の種類を変更しようとするときは、新たな事業の開始として開始の届出をしてください。
- 5 「経営者」欄は、当該事業を経営する者が個人である場合はその者の氏名及び住所を、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合はその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入してください。
- 6 「事業の運営の方針」欄は、当該事業を経営する上で経営者として考えることを明確に記入してください。
- 7 「事業を行おうとする区域」欄は、市町村の委託を受けて行う場合は、事業を行おうとする区域のほかに、「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入してください。
- 8 届出の法令上の根拠を示す欄は、1又は2のいずれかの番号を○で囲んでください。

## 第16号様式（第14条関係）

身体障害者生活訓練等事業等<sup>廃止届</sup><sub>休止</sub>

廃止又は休止の予定 年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	
現に便宜を受けている 者に対する措置	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日
<p>上記のとおり身体障害者生活訓練等事業等を<sup>廃止</sup><sub>休止</sub>しますので、身体障害者福祉法第26条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名 ⑧ (法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)</p> <p>高知県知事 様</p>	

- 注 1 この様式の記入に当たっては、別紙（記入要領）を参照してください。
- 2 記入事項が多いため、この様式に記入することができないときは、別紙として添え、又は適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じて作成してください。

## 別紙（記入要領）

- 1 標題の届出名及び届出の法令上の根拠を示す欄は、廃止又は休止のいずれかを○で囲んでください。
- 2 複数の種類の身体障害者生活訓練等事業等を廃止し、又は休止しようとするときの廃止又は休止の届出は、それぞれの事業の種類ごとに作成してください。

別記第17号様式から別記第23号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第487号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づきふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 登録番号  
2010-001号
- 2 登録年月日  
平成22年7月1日
- 3 名称及び住所  
高知県土佐ジロー協会  
高知市五台山5015-1
- 4 ふ化場の名称及び所在地  
土佐ジロー円行寺孵卵施設  
高知市円行寺1773-123

高知県告示第488号

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成22年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

2 小型漁船漁業以外の漁業の表中

- |               |                                 |  |
|---------------|---------------------------------|--|
| 「高知県甲浦加<br>入区 | 高知県漁業協同組合の地区のう<br>ち旧甲浦漁業協同組合の地区 | 1 敷網漁業（総トン数20トン未満の漁船により行う敷網漁業をいう。以下同じ。）<br>2 小型かつお漁業（総トン数20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。）<br>3 小型まぐろ漁業（総トン数20トン未満の漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。）<br>4 小型かつお・まぐろ漁業（総トン数20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業又はまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。）<br>5 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1から4までに掲げるもの以外のもの<br>6 小型定置漁業<br>7 大型定置漁業 |
|---------------|---------------------------------|--|

を

- |               |                                 |   |
|---------------|---------------------------------|---|
| 「高知県甲浦加<br>入区 | 高知県漁業協同組合の地区のう<br>ち旧甲浦漁業協同組合の地区 | 1 敷網漁業（総トン数20トン未満の漁船により行う敷網漁業をいう。以下同じ。）<br>2 小型かつお漁業（総トン数20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。）<br>3 小型まぐろ漁業（総トン数20トン未満の漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。）<br>4 小型かつお・まぐろ漁業（総トン数20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業及びまぐろ延縄漁業を併せ営む漁業をいう。以下同じ。）<br>5 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1から4までに掲げるもの以外のもの<br>6 小型定置漁業<br>7 大型定置漁業 |
|---------------|---------------------------------|---|

に、

- |               |   |  |
|---------------|---|--|
| 「高知県室戸第<br>一」 | 高知県漁業協同組合の地区のう<br>ち旧室戸漁業協同組合の地区の<br>うちの室戸市脇地以东の区域 | 1 小型まぐろ漁業<br>2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業<br>3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁 |
|---------------|---|--|

		業であって1及び2に掲げるもの以外のもの	
		4 大型まぐろ漁業	」
を			
「高知県室戸第一」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市室津及び浮津の区域を除く室戸市脇地以東の区域	1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業	」
に、			
「高知県室戸第三」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市新村以西の区域	1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業	」
を			
「高知県室戸第三」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市新村以西の区域	1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業	」
高知県室戸第四	高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市室津及び浮津の区域	1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業	」
に改める。			

高知県告示第489号

安芸郡馬路村における地籍調査について、国土調査法（昭和26年法律180号）第6条第3項の規定により国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の年月日  
平成22年8月10日
- 2 調査を行う者の名称  
馬路村
- 3 調査地域  
安芸郡馬路村馬路の一部
- 4 調査期間  
平成22年8月10日から平成23年3月31日まで

高知県告示第490号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

香美市土佐山田町角茂谷地区  
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	香美市土佐山田町角茂谷字追廻シ	4472-1
2	〃 〃 〃 字ヘンロヤ	3080
3	〃 〃 〃 字藤林	4489-4
4	〃 〃 〃 字追廻シ	4472-2

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線及び標柱4と1を国道32号線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、昭和48年3月農林省告示第397号で指定した保安林を除く。

高知県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年8月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡奈半利町字芝崎乙 3504番2から 安芸郡北川村野友字木美島 甲94番1地先まで	1,770	平成22年8月20 日